

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 三 號      第 十 八 卷

大正三十三年三月一日發行

## 論 叢

- 所得稅の轉嫁……………法學博士 神戸 正雄  
 獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田 庄太郎  
 獨占的海運同盟に對する政策……………法學士 小島 昌太郎  
 政治現象の本質……………法學士 恒 藤 恭  
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

## 時 論

- 自作農創定事業の意義と效果……………法學博士 河田 嗣郎

## 說 苑

- 婚姻率に就いて……………經濟學士 岡崎 文規  
 名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三  
 客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜 錄

- 勞働者負傷の原因調査……………法學博士 河田 嗣郎  
 照應の理論と社會及經濟統計……………經濟學士 蛭川 虎三  
 フイジー島の原始共產制……………法學博士 河 上 肇

# 鎌倉時代の土地制度 (四)

## 三 浦 周 行

### 五 武 家 領 (續)

然らば此若狭國に於ける御家人舊領の復舊に關する訴訟は如何なる法律上の根據を有するかといふに、兵衛尉範繼の訴狀に副へたる證據書類(所謂副進文書)の中に

一通 御式目一段 非御家人輩不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知行御家人領<sub>二</sub>由事

と見えて、幕府の此式目を證據に取つて居り、又訴狀の本文中にも

且於<sub>二</sub>御家人領<sub>一</sub>者、凡下輩又雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>侍已上<sub>一</sub> 非御家人者不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>知行<sub>一</sub> 旨所<sub>二</sub>副進<sub>一</sub> 見<sub>二</sub>于御式目<sub>一</sub>云々、

といつて居る。幕府の式目を按ずるに、それは正しく「凡下等輩不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>買領賣地<sub>二</sub>事」と題した延應二年五月二十五日の追加を指したものである。前記範繼の書狀に、「非御家人輩不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知行御家人領<sub>二</sub>由事」と改題して居るのは本訴訟が主として非御家人に對抗するが爲めであつたからであらう故に訴狀には其全文を約して書いてあるに拘らず「雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>侍已上<sub>一</sub> 非御家人者不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>」の文丈

は原文の儘に載せて居るのである。併しこれは其事書にも示すが如く、賣買の場合である。即ち御家人の所領を凡下借上及び非御家人が買入れた場合であつて本訴に取つては適切な立法ではない。本訴は本所が御家人を改易して他の非御家人に與へた場合であるから、縦ひ此式目があつても、本所を斯る處分で拘束することとはなり得ないのである。範繼は別に御家人の所領は縦ひそれが本所の進退であつても、御家人に格別重大なる過失もなく本所から改易された場合は、御家人より幕府に届出べしとの寛元々年及び同二年の幕府の御教書を引用して居るのである。これは前にも本所領の考察について少しく引用言及したことであるが、今其全文を左に載せやう。

諸國御家人跡、爲<sub>二</sub>領家進止<sub>一</sub>之所々御家人役事、相傳所帶離<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>本所進退、無<sub>二</sub>指誤<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>改易<sub>一</sub>者、任<sub>二</sub>先度御教書之旨、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進關東<sub>一</sub>之候、若又當知行之輩於<sub>二</sub>其咎出來<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>御家人役勤仕之仁<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改補<sub>二</sub>之由可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>執申<sub>一</sub>候、至<sub>二</sub>所役<sub>一</sub>者、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>之由可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>催沙汰<sub>一</sub>之旨可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>申沙汰<sub>一</sub>之狀依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

寛元々年八月三日

(北條經時)

武藏守 在御判

謹上 相摸 守殿

諸國御家人跡、爲<sub>二</sub>領家進止<sub>一</sub>之所々御家人役事、御家人相傳所帶等、離<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>本所進止、無<sub>二</sub>指

誤於レ被レ改易ニ者、任ニ先度御教書之旨ニ可レ申子細ニ候也、其上不ニ事行ニ者、可レ被レ注ニ申關東ニ候、若又當知行輩於ニ其咎出來ニ者、以ニ御家人役勤仕之仁ニ可レ被レ改補ニ之由可レ被レ執申ニ候、至ニ所役ニ者、任ニ先例ニ不レ可レ懈怠ニ之由可レ被レ催沙汰ニ之旨可レ令ニ申沙汰ニ領給之狀ニ依レ仰執達如レ件、

寛元二年八月三日

(北條經時)

武藏守

依上 相摸 守殿

(本文誤説あり、新編追加(一九六)を以て補訂す)

此二つの御教書の中で、第二は新編追加(一九六)に載つて居る。兩者を對照すると、内容略同一であるが、只寛元々々の追加では御家人の改易された場合は本人より幕府に注進すべきことになつて居るのを、同二年の追加では御家人より先づ本所に抗議を申込み、それが用ゐられぬ場合に幕府に注進せよといふ點に相違がある。

元來御家人領は和田文書三に收むる正平七年十二月日の和田助氏の重訴狀にも

凡諸國地頭御家人帶ニ關東御下知御教書ニ令レ領ニ知所職ニ之輩、無ニ本所進止之儀、若有ニ雜忘ニ之時者、被レ補ニ地領當職ニ則是也云々

と見えて居る通り、本所に於て進止すべき限でない。然るに寛元の追加に、「諸國御家人跡爲領家

進止之所々」といひ、御家人相傳所帶等「雖レ爲本所進退」とか「雖レ爲本所進止」とかいつて居るのは如何なる故であらうか。それは地頭職分ではなくして名主職であつたからである。本所領の名主職は本來本所の部下をこれに充て、本所の進止に任されたものであつたけれども、間々御家人で名主職になつたものもないではなかつた。貞永式目に將軍からの特別の下文を以て名主職たるものが地頭の管理地内にあつた場合に、地頭が一定の職權を超えて不法の侵害をなしたならば、別納の下文を名主に給はつて地頭から獨立させるとの條文のあるのがそれである。これを以て見ても名主職が地頭職とおのづから其性質を異にして居たことが解らう。併し御家人にして本所の名主職たるものは、身分は御家人であつても、職務上、本所の支配を受くべきであつたことは、前章に説いた地頭請所と殆ど同一であつた。然るに幕府は此本所進止の御家人の所領が本所に依つて改易された場合に、若し其御家人に於てさして重大な過失もなかつたならば、これを幕府に届出させ(寛文二年の追加で、本所に抗告した上幕府に届出することに改めたこと前に説いた通りである)これに反して過失のあつたことが明らかになつたならば幕府は更に御家人役勤仕の人を其後任となすことに本所に申請するが、御家人より本所に納むべき年貢所役はこれを怠ることなきやう六波羅又は守護より本人に注意を與へさせるといつて居るから、幕府は御家人に於て過失なくして改易された場合は幕府みづから本所に照會して改易命令の撤回を求めたであら

うし、縦ひ御家人に過失犯罪があつて本所の改易の正當なることを認めざるを得なかつた場合に於ても、其後任としては相變らず御家人を以てこれに充つることに本所の諒解を求むるの勞を執らうとしたものである。

然らば何故に幕府が斯く本所進止の地に於ける御家人の所領を保護し支持したかといへば、追加の文に、初めから領家進止たる所々の御家人役といひ、又御家人役勤仕の仁を以て改補せらるべしといつて居るのを見ても、立法の精神は御家人役に重きを置かれて居たことが解るのであるが、東寺百合文書(カ十二)に收めた若狭國御家人右衛門尉國茂の重訴狀は最後の年月日の記載が闕けて居るけれども、前記範繼が末武名主職の改易された後を承けて名主職たらんことを求めたものであるから、略其年代が推測されるものである。文中に

凡不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>當國他國<sub>一</sub>、近年之法、於<sub>二</sub>御家人相傳之職<sub>一</sub>者、雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>本處御進止之地<sub>一</sub>、宛<sub>二</sub>賜非御家人<sub>一</sub>之時者、御家人役闕意之間、自<sub>二</sub>武家<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>其仁<sub>一</sub>者也、

といつて居るのを見ても、幕府が御家人役の闕意減少を恐れたところに起因して居ることか解る。即ちそれが縦ひ本所進止の地であらうとも、一旦御家人の所領になつた以上は、其御家人は當然幕府に對して此所領に固定する御家人役を負擔すべきであつて、若しも本所の改易處分に遭つて御家人が其所領を失つたならば、同時にそれに相當する御家人役負擔の義務を免れることとなり

其所領が御家人の所領全部であつた場合は又同時に光榮ある御家人を失格して仕舞ふこととなるのであつた。殊に御家人の改易された跡へ非御家人が改補されたとしたならば、幕府は永く御家人役の目的物たる所領を失ふこととなつたのである。これ幕府に取つては償ふべからざる損失であつたから、其御家人に格別重大なる過失のなき場合は、本所の改易の理由なきことを本所に抗告して、これが處分の取消を求め、極力御家人の所領の回復に努めたらうけれども、其御家人の過失犯罪の證據の辯護の餘地なき場合は、もとより本所の進止地に於ける正當なる處分に異議を挾むべき謂はれないのであるけれども、幕府の立場としては尙ほ本所に向つて御家人の所領は更に他の御家人に改補さるべきことを通告して其同意を得やうと努めた。これ畢竟幕府の基礎を危くせざらんが爲めに、御家人役培養の必要から來たものである。前記國茂の重訴狀に本所進止の地に武家から御家人を定めて改補するといつて居るのは、幕府が本所の諒解の下に行つたことではあるが、其實幕府の威力を負うて本所を壓迫した干渉であつた。貞永式目の別の御下文を給つて名主職になつたとあるのも、亦斯る場合も含まれて居たことと思はれる。

併し乍ら幕府の本所領に對する此くの如き干渉は如何なる場合にもこれを行つた譯では決してなかつたらしい。新編追加(二〇七)に收められて居る。

一 雖<sup>(御の字脱か)</sup>爲<sup>ニ</sup>本所進止領、家人知行所々事、

於前々御口入分限所々者、可レ有御成敗、

との法文は發令の年月日を逸して居るが、本所進止の領で、御家人知行の所々といへば、前の名主職の場合杯であらう。前々から御口入の分限の所々は御成敗あるべしといふは従前將軍よりも所領の事について本所に對して斡旋の勞を執り來つたところは、將軍として干涉しやうといふ意味に外ならぬ。然らば其反面に於て幕府とは何等の交渉なく只御家人と本所との間に於て契約されたものに對しては一々干涉の限りでなかつたとも解されやう。

若狹國御家人が舊御家人の舊領について、幕府に訴訟を提起し幕府より六波羅に審理を命じたのは、文永十年の事であるが、本所領に於ける御家人の所領保護の追加の出でた寛元々々は貞永式目の制定後、僅に十二年の事であり、それより八年後の建長三年にも、幕府は若狹國御家人から舊御家人跡所役に關する訴訟を提起したについて六波羅に審理を命じて居る（東寺百合文書ホノ一）これを以て見ても、敢て文永年代に始つたとはいへぬけれども幕府が此方針を以て六波羅や諸國の守護を督勵してこれを勵行するに努めた事が文永以後に至つて顯著となつたのは事實であつて殊に建治二年六月日の若狹國御家人の重訴狀には、舊御家人の跡を興立する爲めに、屢幕府の御教書を發せられたと見え、其前文には蒙古國の事に依て御家人に用意を致すべしとの幕府の御教書を奉じて其準備をなしつゝある際に、御家人の名田を非御家人に支給さるゝは不當なり



といつて居るのを見ても、幕府が此國難に際して、御家人に過大の義務を負はさんとする時期でもあるから、一層其義務の標準たり御家人の收入たる所領の非御家人に移るを極力防止するを以て焦眉の急としたことを知るべきである。

所謂興立とは復舊である取戻である。一旦他人の手に移した御家人の舊所領を再び舊の所有者に返還せしむることを意味する。故に幕府は本物を以て取戻させるとか無償で取戻させるとか又これを復舊するとか色々の手段を講じたのである。

幕府の斯る政策と相關聯して研究すべきは當時の朝廷のそれである。朝廷に於ては、平素とても善政を行はるゝ理想の下に徳政を行はれて居たが、別けて災厄外寇の場合に多く行はるゝを例とした。元寇は公武に互つて一大國難とするところであつたから、獨り幕府のみでなく、朝廷に於ても同一歩調を取らるゝことゝなつて徳政を行はんと努められた。所謂徳政とはもとよりあらゆる善政を意味するので、頗る多岐に互つて居たが(人材登用の如きも其一つである)當時の一般信仰上より國家を擁護し災厄を祈攘すると信せられた神社佛寺の破損を修理し、神事佛事の廢怠せるを再興し、神領寺領の喪失されたるを復舊するが如き事が其中心であつて、總じては徳政興行といはれて居たが、これを一々特殊事項についていへば、神事佛寺については、祭祀を興行するとか、諸堂の佛事を興行せしむるとか、領寺領については、神領興行とか、寺領興行とかいふ

て居た。本問題に取つて最も参照とすべきは佛神領の場合であらう。此場合に於て注意すべきことは、公家の「興行」といふ語が恰も武家の「興立」といふ語と相一致して無償返還を意味して居たことである。それよりも一層面白い事は武家の場合は、御家人が賣買償入に依つて其所領を非御家人に取得されたのを取戻すことを以て目的としたのであるが、公家の場合は其反對に、當然佛神領を管理すべき神主別當の輩が、御家人其他の所謂非器非職の輩に其所領を取得されたのを取戻すを目的として居たことである。今其實例を擧ぐれば、弘安九年二月日の常陸國宣に

如<sub>(廿カ)</sub>去年七月十一日院宣<sub>(廿カ)</sub>者、在廳公人供僧<sub>(廿カ)</sub>名田員、或沾却、或寄<sub>(廿カ)</sub>附武家被官輩、或人<sub>(廿カ)</sub>備傍官  
在廳<sub>(廿カ)</sub>右之、<sub>(廿カ)</sub>限公田滅失、佛神事國役怠轉、自今以後者、可<sub>(廿カ)</sub>糺<sub>(廿カ)</sub>返本主子孫<sub>(廿カ)</sub>云々、<sub>(廿カ)</sub>十八日

國宣者、任<sub>(廿カ)</sub>院宣<sub>(廿カ)</sub>可<sub>(廿カ)</sub>令<sub>(廿カ)</sub>安<sub>(廿カ)</sub>堵本主子孫<sub>(廿カ)</sub>書由明白也。(楓軒文書寮所收常陸府中總社文書)

龜山上皇の院宣は即ち院の徳政であつて、佛神領か武家被官の輩、即ち御家人の所有に歸した場合はこれを適用して、其本主に無償取戻をさせ得たのである。これ佛神領はこれを人領とすべからずとの原則に基いたものに外ならぬ。即ち其法の適用を受くべき主體は公武に依つておのづから異なるものがあつたには相違ないけれども、法の保護に依つて其所領の無償返還を得たこと、これを保護する動機に至つては、彼我共通の點がないではなかつた。

斯様に文永年代に至つて永仁五年の幕府の徳政に類似した立法の發布は二三に止らぬけれども

永仁以前には未だ幕府に徳政の名はなかつた。併し同時に朝廷に於ては略同様な立法が其徳政の一部として行はれつゝあつた。幕府が徳政令を公布した永仁五年後同六年六月に伏見天皇の非器の仁の買得せる神領は本主に返還するとの諭旨の如きは幕府の徳政令と正に其精神を一にして居たものである。故に私は幕府の徳政の名稱は寧ろ公家の徳政を取つたものであると信するものである。

幕府が御家人所領の移動を防止せんとした一切の制限も豫期の効果を收めることは頗る困難であつたから、永仁元年二月二十五日に一令を發して、曾祖父の時代に將軍の下文に依つて御家人資格を認められたものは、子孫に於て縦ひ所領を喪失しても、御家人の待遇を停止さるゝことはないとの極めて重大なる除外例を設けたが、それに引續いて幕府の執つた第二の手段は永仁五年三月六日の徳政令の發布であつた。本令は三項から成立つて居るが、土地制度に關するものは第二項の質券賣買地に關するものである。即ち御家人の所領を抵當流れとなし、若しくは賣買することを禁止し、其過去の賣買に依るものはその所有者に無償で取戻させるけれども、只其除外例として、既に將軍の下文下知狀を下付して承認を與へたもの、若しくは知行後二十箇年を経過したものは本令の適用範圍外とした。而かもそれは御家人と御家人との間に限られたる場合であつて、御家人の相手が非御家人若しくは凡下であつた場合には、二十箇年を経過したものであつ

ても、無償でもその所有者に取戻させることゝしたのである。

これは實に御家人の債務者にとつて利益であつた丈債權者就中非御家人凡下に取つては全く利益を蹂躪されたものであつて、別けても非御家人凡下は其債權について何等の保護をも與へられなかつたのであるから、不利これに越した事はなく、前令以上の冷酷なる立法と謂ふべきである。而して其理由は所領の賣買質入れが御家人の貧困の原因となるとの從來の救濟法と同一の口實を出でなかつたのである。

幕府の貧困なる御家人救濟を目的とした此極端なる救濟策が、果して奏功したか否かは疑問である。成程一旦はこれに依つて資力に乏しい御家人の急を救ふことが出來たかも知れぬが、これが爲めに一般御家人に對する信用が缺欠して金融機關は杜絶され、却つて彼等を窮境に陥らせたのであらう。加之、其一般經濟界に及ぼした恐慌は意思の外にあつたであらうと思はれるのは本令の實施後早くも六月二十三日には山城に於て賣券と共に讓狀を與へるといふ忌避の方法が講せられたり(東寺百合文書と五五)賣地を取戻させる法令が出でたらば本物を以て取戻すとの本令を裏切る契約を賣券に載せたりしたのでも知れる(續寶簡集)是に於て幕府は發令後一年の後遂に本令の實施を打切ることゝなつた。(未完)